

監査公告第 8 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による建設部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 11 月 22 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

建設部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和3年10月11日から令和3年11月10日まで

第3 監査の対象

建設部

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 柴山瀉周辺整備事業について、計画的かつ合理的に事業が進んでいるか。
- (4) (仮称)山代温泉広場整備事業で採用した Park-PFI 方式により、契約の合理性及びメリットは保たれているか。
- (5) 新幹線開業1年延期に伴い、加賀温泉駅周辺整備事業における計画の変更・調整などの管理が適切になされているか。
- (6) 都市公園及びその他の公園について、使用頻度や安全面を考慮し、適正に管理されているか。
- (7) 小額の樹木伐採業務の委託について、その手順や必要書類、積算根拠など部内において一定の基準(ルール)により行われているか。
- (8) 市内の特定空家、危険空家の解消に向け、助成金の周知や所有者に対する適切な指導を行っているか。
- (9) 市内の危険ブロック塀の撤去について、補助制度などを広く市民に周知しているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。(事情聴取の主な項目は別記のとおり)

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

建設部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 柴山潟周辺整備事業の状況について
2. 用地取得関連業務について
3. (仮称) 山代温泉広場整備事業について
4. 加賀温泉駅周辺整備事業について
5. 公園管理について
6. 樹木伐採業務（10 万円以下）の委託について
7. 道路構造物の維持管理について
8. 市営住宅管理について
9. 町屋再生事業について
10. 山代温泉街なみ環境整備事業計画策定について
11. 空家対策について
12. 危険ブロック塀撤去費補助制度について